

栃木県歯科保健推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本県における歯科保健対策の総合的な推進に当たり、関係者相互の連携や情報交換を進め、歯科保健対策の効率的かつ多様な取組を促進し、もって本県の歯科保健の向上を図ることを目的として「栃木県歯科保健推進協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 歯科保健対策の推進に関すること
- (2) 歯科保健計画に関すること
- (3) 歯科保健推進のための関係団体の情報収集
- (4) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価
- (5) 歯科医療提供体制等構築推進に関すること
- (6) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、以下のうちから知事が委嘱する。

- (1) 歯科保健対策に関する関係者
- (2) その他歯科保健対策に係る関係者

3 委員の任期は3年とする。

4 委員は、再任することを妨げない。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を主催し、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、協議事項に応じて一部の委員を指名し招集することができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

4 会議は原則公開とする。

(部会)

第6条 協議会の検討事項を効果的に行うため、部会を置くことができる。

2 部会の設置及び運営等については、部会ごとに別に決める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、栃木県保健福祉部健康増進課において処理する。

附 則

この要綱は、平成17年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30(2018)年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元(2019)年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7(2025)年7月1日から施行する。

栃木県歯科保健推進協議会構成委員

(協議会)

No.	所 属	備 考
1	栃木県歯科医師会	代表
2	栃木県歯科医師会 地域保健担当	
3	栃木県歯科医師会 学校保健担当	
4	栃木県医師会	
5	栃木県歯科衛生士会	代表
6	栃木県歯科技工士会	
7	栃木県老人福祉施設協議会	高齢者関係団体
8	栃木県保育協議会	幼稚園・保育所関係団体
9	栃木県町村会	町村関係
1 0	栃木県市町保健師業務研究会	市町村関係
1 1	宇都宮市	中核市
1 2	栃木産業保健総合支援センター	産業職域関係
1 3	栃木県栄養士会	食育・栄養関係
1 4	栃木県食生活改善推進員協議会	食育関係
1 5	衛生福祉大学校歯科技術学部長	学識経験者